

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要がある。

そのため、里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みと里親の状況を踏まえ、大阪市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う。

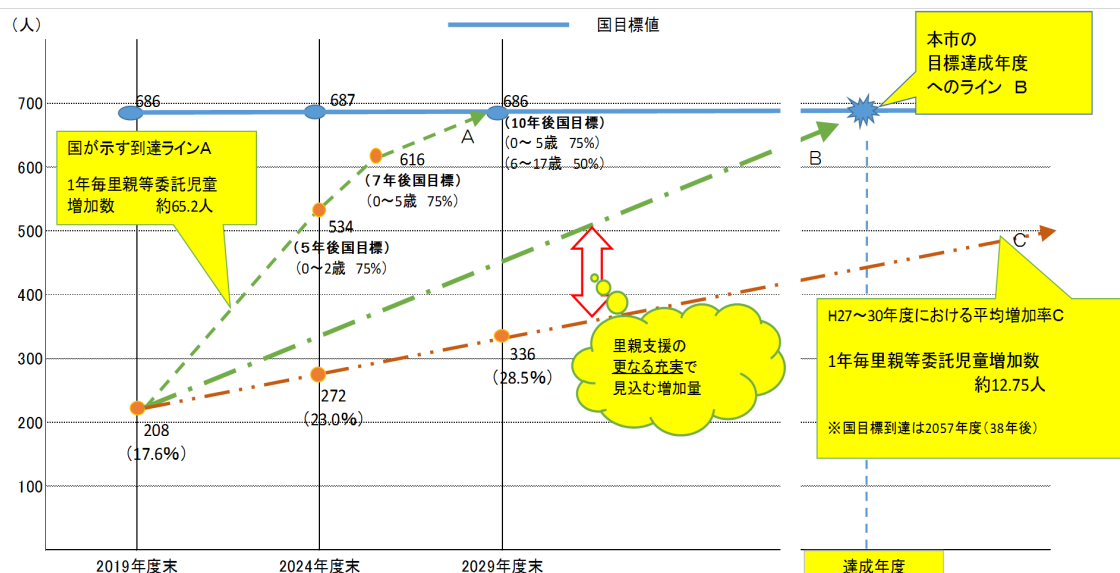
① 大阪市における里親等委託率の目標

里親等委託率の数値目標設定の考え方について、国の目標達成期限（3歳未満のこどもは5年以内に75%以上、3歳から就学前のこどもは7年以内に75%以上、学童期以降のこどもは10年以内に50%以上）に当てはめた場合、(図表 19) のとおり、1年間に65.2人のこどもを新たに里親等に委託する必要があるが、里親等が急激に増加することによるリスクがある。

i 不適切養育による里親から里子への虐待のリスク

ii 十分な里親支援体制が取られていない場合、里親と里子の関係性が悪化した結果、里親宅を転々とするこどもで里子の心の傷つきが深まるリスク

(図表 19) 里親等委託率の数値目標設定の考え方について (グラフ)



(※)代替養育が必要なこども数について、令和11年度までは(図表 11)のとおりほぼ横ばいの傾向が続くことから、2030(令和12)年度以降についても1,180人で推移するものと類推し、里親等委託が必要なこども数は686人と類推した。

また、国も、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」15 ページ後段で、『個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭的養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。』と、目標達成のためだけの里親等委託については危惧を示している。

これらのリスクや危惧を鑑み、10 年後（令和 11 年度）の里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、大阪市として 10 年後のあるべき養育形態を検討し、設定することとした。

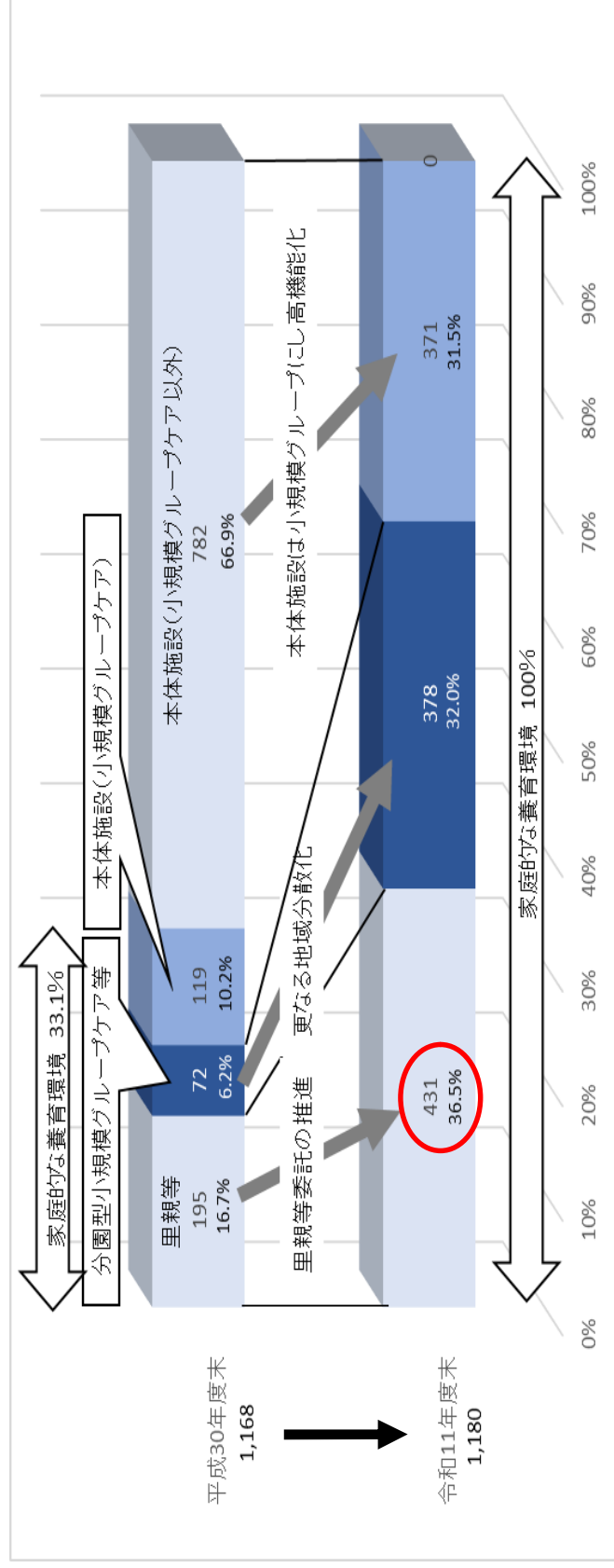
大阪市の考える 10 年後のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10 年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する（図表 20）。

施設の小規模かつ地域分散化および高機能化を進めることで、（図表 20）のとおり、本体施設（小規模グループケア以外）は 0%となり、本体施設の小規模グループケアと分園型小規模グループケア等の整備を進めても、受け皿となる定員数は平成 30 年度末の 973 人から令和 11 年度末では 749 人と、224 人の定員減となるため、代替養育が必要となるこども数の受け皿のためには里親等委託児童数を 431 人とする必要があり、その時の里親等委託率は 36.5%となる。

(図表 20) 令和 11 年度末における大阪府のあるべき養育形態

➤ 家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

➤ 10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。



➤ **里親等委託の推進による里親等委託児童数は 431人 (委託率36.5%) となる。**